

平成 22 年 5 月 27 日

金融庁

監督局 銀行第二課 御中

社団法人 全国地方銀行協会

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)への意見等

該当箇所	意見・理由等
- 6 - 1	<p>「消費者金融市場における個人向け貸付け」への取組みのあり方は、個人事業主への資金供給にも影響を与えているものであるが、個人事業主に対する事業資金の貸付けは、事業の特性等を踏まえた柔軟な対応が求められるため、必要に応じて「主な着眼点」等で示された趣旨を踏まえた対応が求められている(画一的な対応を求めるものではない)との理解でよいか。</p> <p>「銀行による社会的責任も踏まえた積極的な参加」とは、各金融機関において、これまで蓄積した貸付・審査ノウハウを活かしつつ、個々の顧客の実情に応じた対応が求められている(画一的な審査基準の変更を求めるものではない)との理解でよいか。</p>
(1) (2)	<p>顧客の返済能力の確認方法として、「借入状況や返済計画、返済実績、年収や資産の状況など」が示されているが、これらはあくまでも例示であり、どのような確認方法を採用するかは、顧客の実情等に応じて各金融機関で判断するとの理解でよいか。</p> <p>「顧客の実態を踏まえた適切な審査態勢が構築されているか」(- 6 - 2 (1)) や、「自ら保有する情報と共に活用することで、債務者の状況を銀行として適切に判断する態勢が整備されているか」(- 6 - 2 (2)) で求められているのは、例えば、年収確認資料の徴求が難しい顧客については、当該利用者の個人信用情報の照会や自行との取引状況(預貸金の残高、口座振替の引落状</p>

	<p>況など)等を踏まえた審査を行うといった対応であるとの理解でよいか。</p>
<p>- 6 - 2 (1)</p>	<p>「この貸付け手法に伴うリスク」として、想定している具体的なリスクがあれば例示いただきたい。</p> <p>貸付け手法等に応じてリスクは異なるが、そのうちどのリスクを重視するかは各金融機関で判断するとの理解でよいか。</p>
<p>- 6 - 2 (2)</p>	<p>「自ら保有する情報」として、想定している具体的情報があれば例示いただきたい。また、当該情報のうち、どの情報を重視するかは、顧客の属性等に応じて各金融機関で判断するとの理解でよいか。</p>
<p>- 6 - 2 (2)</p>	<p>「保証諾否等の結果の適切性」を検証する方法として、「貸倒実績率や信用保証会社による代位弁済率の推移」が示されているが、これらは検証方法の例示であり、どのような検証方法を採用するかは、信用保証会社等との協議等を通じて、各金融機関で判断するとの理解でよいか。</p> <p>また、貸倒実績率等は経済情勢によって変動する(短期的な実績率の上昇など)ものであること、保証諾否の判断には定性的な事項も加味するケースもあること(現状、貸倒実績率が高いセグメントに分類されるが、定性情報を踏まえるとリスクの低いセグメントに遷移する蓋然性が認められることの考慮など)等を踏まえつつ、その適切性の判断を行う(定量的な情報のみで画一的に適切性の判定を求めるものではない)との理解でよいか。</p>
<p>- 6 - 2 (2) 、 (3) イ</p>	<p>左記項目については、信用保証会社等に対して十分な資料の提示を求め、当該資料の検証を行うなど、その確認方法は銀行の判断によるとの理解でよいか。</p>

以 上